

## 小田原市雇用対策協定運営協議会設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、小田原市雇用対策協定第3条に基づき設置する小田原市雇用対策協定運営協議会(以下「協議会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 協議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって構成するものとする。

(1)小田原市 経済部長、市民部長、福祉健康部長及び子ども若者部長

(2)神奈川労働局 職業安定部長、職業安定課長及び職業対策課長

(3)小田原公共職業安定所 所長

(4)小田原労働基準監督署 署長

2 前項各号に掲げる組織を代表する者として、小田原市は経済部長を、神奈川労働局は職業安定部長を、小田原公共職業安定所は所長を、小田原労働基準監督署は署長を充てるものとする。

3 協議会に会長を置き、小田原市経済部長をもって充てるものとする。

4 会長は、必要に応じ、第1項各号に掲げる者以外の者に出席を求めることができる。

(活動内容)

**第3条** 協議会は、次の事項について協議及び情報交換等を行う。

(1) 小田原市の雇用情勢の改善に向けた各種雇用対策の連携に関すること

(2) 事業計画の推進に関すること

(3) 事業報告及び改善策等に関すること

(4) 小田原市及び神奈川労働局からの要請に関すること

(5) その他雇用対策の推進等に関し必要な事項

(協議会の開催)

**第4条** 協議会の定例会は、各年度につき1回開催するものとする。

2 会長は、定例会を招集し、会議を主宰するものとする。

3 会長は、必要に応じ、臨時会を開催することができる。

4 会長が出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(実務担当者雇用連絡会議)

**第5条** 小田原市の市域における雇用対策事業を効果的かつ円滑に実施するため、協議会は、施策分野ごとに実務担当者会議を設置することができる。

2 実務担当者会議の名称及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

**第6条** 協議会の事務は、小田原公共職業安定所の協力を得つつ、小田原市経済部産業政

策課が行う。

**附 則**

この規程は、平成28年3月14日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。